

## 市民意見の募集結果

小田原市火災予防条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市火災予防条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年8月25日(木)
意見提出期間	平成28年6月15日(水)から平成28年7月14日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	1件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他(質問など)	1

〈具体的な内容〉

(1) 違反内容の公表に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	重大な法令違反のある建物についてホームページで公表するとなっているが、市民が施設を利用する際にその都度ホームページを確認するとは思えないので、施設管理者は当該条例（公表）によって改善するとは思えない。市民の被害を軽減するにはどうしたら最善か考えるべき。	D	違反對象物の公表制度は、施設管理者に対し、当該条例（公表）によって消防法令に係る重大な違反の改善を促すことを目的としたものではありません。 利用者が利用する施設を選ぶ場合等に、施設の危険性に関する情報を公表することによって、利用にあたっての判断に必要な情報を取得できるようにすることが条例の趣旨です。 施設管理者の違反の改善及び市民の被害を軽減するには、消防法に則った行政指導及び必要な措置をすべきと考えておりますので、ご理解ください。